

由布市蒸気機関車D511032号引取り補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯布院中央児童公園蒸気機関車D511032号引取り希望者募集要項（以下「募集要項」という。）及び由布市蒸気機関車（D511032号）引取り団体等に係る選考委員会設置要綱（以下「選考委員会要綱」という。）に基づき、由布市蒸気機関車D511032号（以下「D511032号」という。）の引取り者に対し、由布市蒸気機関車D511032号引取り補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年3月30日規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、募集要項及び選考委員会要綱により引取り者と決定された事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、D511032号の移設に係る必要経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、500万円を上限とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」とする。）は、由布市蒸気機関車D511032号引取り補助金交付申請書（様式第1号）を、募集要項に定める提出書類とともに申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により交付申請を取り下げる補助事業者は、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、交付申請を取り下げる旨を記載した文書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による取り下げがあったときは、速やかに当該申請に係る交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、事業実績報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要な調査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の金額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を当該補助事業の完了後に交付するものとする。

- 2 補助金の請求は、補助金交付請求書(様式第6号)により請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の全部または一部の返還を命じるときは、補助金の返還命令書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げるものは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数等を勘案して市長が承認した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産及びその従物

(調査)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、D511032号の展示状況を確認するため、現地調査を行い、又は必要書類等の提出を指示することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。